

第七十八号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項第三号及び第四号中「五千五百円」を「六千円」に改める。
 分の百十」に改め、同条第三項中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の百」を「百分の百十」に、
 「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。
 別表第一を次のように改める。

第 7 8 号議案

別表第 1（第 6 条関係）
幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	168,100	259,900	305,000	342,700
	2	170,200	262,000	307,300	345,300
	3	172,300	264,100	309,600	347,900
	4	174,400	266,200	311,800	350,500
	5	176,600	268,400	314,100	353,100
	6	178,700	270,800	316,300	355,600
	7	180,800	272,900	318,700	358,100
	8	182,900	275,100	320,900	360,500
	9	185,200	277,300	323,200	362,900
	10	187,400	279,500	325,500	365,300
	11	189,600	281,700	327,600	367,600
	12	191,800	283,800	329,800	370,000
	13	194,000	286,000	332,000	372,400
	14	195,800	288,100	334,300	374,700
	15	197,700	290,300	336,600	376,900
	16	199,600	292,600	339,100	379,100
	17	201,400	294,800	341,500	381,200
	18	203,300	297,100	343,900	383,200
	19	205,300	299,400	346,400	385,300
	20	207,300	301,700	348,900	387,300
	21	209,300	304,000	351,400	389,200
	22	211,200	306,200	353,700	391,100
	23	213,100	308,600	356,100	392,900
	24	215,000	310,800	358,400	394,500
	25	216,900	313,100	360,700	396,300
	26	218,700	315,300	362,900	398,000
	27	220,700	317,500	365,200	399,600
	28	222,600	319,800	367,300	401,300
	29	224,500	321,900	369,400	402,900
	30	226,700	324,100	371,400	404,300
	31	228,800	326,200	373,500	405,700
	32	230,900	328,300	375,400	407,100
	33	233,100	330,500	377,200	408,500
	34	235,100	332,500	379,100	409,700
	35	237,200	334,600	380,800	411,000
	36	239,300	336,600	382,300	412,200
	37	241,400	338,500	383,800	413,400
	38	243,600	340,400	385,200	414,500
	39	245,700	342,200	386,500	415,500
	40	247,900	344,000	387,800	416,500

41	250,100	345,800	389,100	417,500
42	252,200	347,500	390,300	418,400
43	254,400	349,200	391,500	419,300
44	256,500	350,800	392,600	420,100
45	258,700	352,400	393,600	420,900
46	260,800	354,000	394,500	421,700
47	262,700	355,500	395,500	422,400
48	264,900	357,000	396,500	423,100
49	267,000	358,500	397,500	423,800
50	269,200	359,900	398,400	424,500
51	271,500	361,200	399,200	425,100
52	273,600	362,600	400,100	425,700
53	275,800	364,000	400,900	426,200
54	277,900	365,300	401,700	426,800
55	280,100	366,500	402,500	427,400
56	282,300	367,800	403,300	428,000
57	284,400	369,000	404,000	428,700
58	286,500	370,100	404,700	429,300
59	288,500	371,200	405,400	429,900
60	290,600	372,300	406,100	430,500
61	292,700	373,400	406,800	431,100
62	294,700	374,500	407,400	431,600
63	296,800	375,500	408,000	432,200
64	298,900	376,400	408,600	432,800
65	300,900	377,400	409,300	433,200
66	302,900	378,300	409,800	433,700
67	305,000	379,200	410,400	434,200
68	307,000	380,100	411,000	434,700
69	309,100	380,900	411,600	435,200
70	311,000	381,700	412,200	435,700
71	313,000	382,500	412,800	436,200
72	315,000	383,400	413,400	436,700
73	316,900	384,200	414,000	437,100
74	318,900	384,900	414,600	437,600
75	321,000	385,600	415,100	438,100
76	322,900	386,300	415,700	438,600
77	324,900	386,900	416,200	439,100
78	326,800	387,500	416,700	439,600
79	328,500	388,000	417,200	440,100
80	330,300	388,600	417,700	440,600

再任用職員以外の職員	81	332,000	389,200	418,200	441,100
	82	333,600	389,800	418,700	441,600
	83	335,300	390,400	419,200	442,100
	84	336,900	391,000	419,700	442,500
	85	338,300	391,600	420,200	443,000
	86	339,800	392,200	420,600	443,400
	87	341,300	392,800	421,100	443,800
	88	342,700	393,400	421,600	444,200
	89	344,000	393,900	422,100	444,600
	90	345,300	394,400	422,600	445,000
	91	346,600	395,000	423,100	445,400
	92	347,800	395,600	423,600	445,800
	93	348,900	396,100	424,000	446,200
	94	350,000	396,600	424,400	446,600
	95	351,100	397,100	424,800	447,000
	96	352,100	397,600	425,200	447,400
	97	353,100	398,100	425,600	447,800
	98	354,000	398,500	425,900	448,100
	99	354,800	399,000	426,300	448,500
	100	355,600	399,500	426,700	448,900
	101	356,300	400,000	427,100	449,300
	102	357,000	400,500	427,500	
	103	357,700	401,000	427,900	
	104	358,200	401,500	428,300	
	105	358,800	402,000	428,700	
	106	359,400	402,500	429,100	
	107	359,900	403,000	429,500	
	108	360,500	403,500	429,900	
	109	361,200	403,900	430,200	
	110	361,700	404,400	430,600	
	111	362,200	404,900	431,000	
	112	362,700	405,400	431,400	
	113	363,200	405,900	431,700	
	114	363,700	406,300		
	115	364,200	406,700		
	116	364,700	407,100		
	117	365,200	407,500		
	118	365,600	407,900		
	119	366,100	408,300		
	120	366,600	408,700		

121	367,100	409,100		
122	367,600	409,400		
123	368,100	409,800		
124	368,600	410,200		
125	369,000	410,600		
126	369,400	411,000		
127	369,800	411,400		
128	370,200	411,800		
129	370,600	412,100		
130	370,900			
131	371,300			
132	371,700			
133	372,100			
134	372,500			
135	372,900			
136	373,300			
137	373,700			
138	374,100			
139	374,500			
140	374,900			
141	375,300			
142	375,700			
143	376,100			
144	376,400			
145	376,800			
146	377,200			
147	377,600			
148	378,000			
149	378,400			
150	378,800			
151	379,200			
152	379,600			
153	379,900			
154	380,300			
155	380,700			
156	381,100			
157	381,500			
158	381,900			
159	382,300			
160	382,700			

第 7 8 号議案

	161	383,100			
	162	383,500			
	163	383,900			
	164	384,300			
	165	384,600			
	166	385,000			
	167	385,300			
	168	385,700			
	169	386,100			
再任用 職員		230,300	269,200	291,500	329,700

第二条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の百十」を「百分の百五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（第三十条第二項及び第三項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 平成二十七年四月一日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会

（以下「人事委員会」という。）の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（適用日前の異動者の号給の調整）

4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

5 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

7 付則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(説明)

特別区人事委員会勧告に基づき、幼稚園教育職員の給料表、扶養手当の月額及び勤勉手当の年間支給月数を改定する必要があるもので、本案を提出いたします。